

第7章 計画の推進体制と進行管理



本計画の実行により、村の次世代育成支援がより良い成果を上げるためには、行政の連携による全庁的な取り組みが必要であるほか、地域社会がそれぞれの役割を果たし、また相互に交流、連携、協働を図ることにより、一体となって取り組んでいくことが重要です。

村では、以下のような計画の推進体制や進行管理体制により、次世代育成支援施策の確実で効果的な進行を図ります。

1. 計画の推進体制

次世代育成支援の対策は多くの分野にわたっていることから、各種の施策を推進するための様々な課による取り組みを強化するとともに、関係課職員による庁内連絡会議等を設置し、担当者間の連携を密接に行い、効果的、総合的な観点からの対応ができるように進めていきます。

また、保育所、幼稚園、学校、社会福祉協議会、福祉保健所、児童相談所や石川警察署等、関係機関の連携による、子どもと子育て家庭を支えるネットワークを強化するとともに、自治会や子ども会、PTA、青年会といった地域の組織や団体及び事業所など、地域社会の協働による子育て支援の構築を目指していきます。

2. 計画の進行管理

本計画の実行とともに、計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の施策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが重要です。後期計画は5か年計画となっていますが、各事業や施策の点検は毎年行い、適宜、事業の見直しを図ります。

次世代育成支援対策地域協議会による点検

後期計画策定に尽力いただいた「次世代育成支援対策地域協議会」を、進行管理を行う機関として今後も継続し、計画の定期的な点検と評価を行います。

点検・評価と住民参加

計画の点検・評価の指標とするため、住民や子を持つ家庭等に対するアンケート調査等を行い、地域の意向把握に努めます。また、「計画づくり 実施 点検・評価 改善」といったすべての段階に住民が参加し、住民とともに継続的、柔軟的に地域のあるべき姿を検討し、見直し・推進を図ります。

3. 計画の進行状況についての公表

次世代育成支援対策推進法の第8条第5項では、市町村は、毎年少なくとも1回、行動計画の実施状況を公表しなければならないとされています。このため、計画の進行状況について、広報誌やホームページを活用し住民への周知を図ります。